

A 市など関係機関では、世界遺産登録に関係した説明会を開催し、地区の意見を取り入れながら、史跡保存や散策路などの整備について計画を策定中であり、今後も、互いに意見を交わしながら早期実現に向け、取り組んでいく必要があると考えております。

Q 骨寺村荘園に係る地元の取り組みは、平成5年頃から行ってきた経過があり、これまで大学の先生方も多数発掘調査を行ったが、それらの成果と、遺跡の周辺整備計画が一向に進んでいないのではないかと思われる。それらを早急に進めてほしい。

A 個人同意がいただけない場合は、その箇所は法に基づく支援などが、原則受けられないこととなります。しかし、団体同意を行うことで、地域としての意思を明確化するとともに、それらの箇所も含め広く補う役割もあり、世界遺産登録を確実なものにするために必要と考えております。

Q 個人同意を行わなかった場合の問題点は何かあるのか。また、団体同意の役割について教えてほしい。

会議録
臨時総会での主なご意見

「重要文化的景観」の選定 団体同意を可決

平成17年度臨時総会



「骨寺通信」

第16号

本寺地区地域づくり推進協議会会報

事務局（会長宅）
一関市殿美町字若井原
（電話）略

団体同意を提出

1月14日

臨時総会終了後、佐藤武雄会長が、重要文化的景観の選定に対する団体としての同意書に署名押印し、ご来賓の坂本助役に手渡しました。



佐藤会長が代表として同意に署名



団体同意を坂本助役へ

坂本助役から「地元の力強い意向を表した団体同意をいただき、身の引きしめる思いであります。重要文化的景観の選定、そしてユネスコ世界遺産登録までの残された時間はわずかですが、皆様の思いをしっかりと受け止めながら、事務を進めて参ります。」とのご挨拶をいただきました。

臨時総会には、本人及び委任状で計八十二名が出席。議案として、協議会が地区内の全戸で構成されることを明確に規定するための規約の一部改正、並びに重要文化的景観の団体同意の二件を審議いたしました。

本寺地区を文化財保護法に定める重要文化的景観に選定することは、ユネスコ世界文化遺産の手続きと密接に関係しており、市では、昨年十一月より関係地権者からの個人同意の取得手続きを進め、一月十日時点で地区内居住地権者の八十六％（全体六十九％）の同意を集めました。併せて地区の意向を明確化するため、当協議会に地区としての団体同意を求められたことから、緊急の重要案件として臨時総会に提案したものです。

佐藤武雄会長は冒頭の挨拶で、「骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録が遅れることのないよう皆さんの協力をいただきながら、全面的に協力していきたい。」との強い意向を示し、それを受けた議案協議の後、二議案とも満場一致で可決されました。

本寺地区地域づくり推進協議会の臨時総会が一月十四日（土）午後二時より生活改善センターで開催されました。